

R6.9.1時点

補助金の額は、次の(1)～(7)の7つの作業項目のうち、実施する項目の合計額を限度とします。

■募集する団体

- ①自治会
②自主防災組織
③次の要件を満たす任意組織

- ・実施区域の世帯が概ね５戸以上
- ・実施区域が属する全ての自治会の同意を得ていること
- ・実施区域に住所を有する方が構成員の半数以上

補助金は、作業開始前に各団体に概算払で交付することとし、令和5年度から概算払の請求上限額は8割なく全額交付（補助金交付決定額すべて）できることとします。

事業終了後に実績報告書を提出して頂きますが、補助金の交付については以下のとおりとなります。

概算払額＞実績額 . . . 差額分について返納となります。

※実績額は補助金交付決定額の範囲内とします。

① (1)～(7)の交付対象作業

- ② (1)～(7)の費用が不足した作業への使用

(例) 高齢者世帯の雪下ろしが少ない実施回数で済みそうなので、想定より出動回数が多い道路除雪に余剰分を使うなど

- ③ 地域で必要とされているその他の除排雪作業

《作業の一例》・複数の家の世帯員等が利用する私道の除排雪

- ・ 会館などの地域住民が共同で利用する施設の除排雪

※②、③については、申請された交付金対象の作業①をすべて実施した上で費用が余る場合のみ可能です。申請された①の作業が実施されていない場合は、(1)～(7)ごとに補助金の返納が発生します。

《返納が発生する例》

- ・ 高齢者世帯の間口除雪について申請は５戸であったが、実際行ったのは４戸であった。
→ １戸分について返納となります。
- ・ 空き家除雪について申請は２戸であったが、実際行ったのは１戸であった。
→ １戸分について返納となります。
- ・ 戸数は変わらないが、精算額が交付決定額または概算払い額に満たなかった。
→ 満たなかった分について返納となります。

上記例の補助金額 276,000円

【内訳】

- (1) 間口通路除雪 @ 8,000円× 3戸=24,000円
 (2) 屋根の雪下ろし @21,000円× 3戸=63,000円
 (3) 空き家除雪 @10,000円× 1戸=10,000円
 (4) 道路除雪(特定市道) @640円×100m=64,000円
 (5) 地域の一斉除排雪 =50,000円
 (6) スタートアップ =40,000円
 (7) 保険加入(担い手) @ 5,000円×1団体= 5,000円
 “ (除雪機等) @10,000円×2台分=20,000円

**地域の課題を
解決！**

余った費用は
地域内の必要
な作業に・・・

収入	補助金		276,000	円
	受益者負担金	4戸	40,000	円
	計		316,000	円
支出	(1) 間口通路除雪	3戸	30,000	円
	(2) 屋根の雪下ろし	3戸	40,000	円
	(3) 空き家除雪	1戸	15,000	円
	(4) 道路除雪	100m	70,000	円
	(5) 一斉除排雪	3回	35,000	円
	(6) 作業に必要な物品購入		50,000	円
	(7) 保険料 (担い手分) 1式		6,000	円
	〃 (除雪機分) 1台		12,000	円
	〃 (トラクター分) 1台		8,000	円
	靴道の除排雪	20m	10,000	円
会館の屋根の雪下ろし	1回	40,000	円	
	計		316,000	円